

篠 監 公 表 第 2 号  
平成 30 年 11 月 1 日

篠山市監査委員 畑 利 清

篠山市監査委員 國 里 修 久

兵庫県篠山市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定により平成30年9月14日に提出のあった兵庫県篠山市職員措置請求書について、同条第4項の規定に基づき実施した監査の結果を公表します。

# 篠山市職員措置請求に係る監査結果

(平成30年9月14日提出分)

平成30年11月

篠山市監査委員

## 篠山市職員措置請求に係る監査結果

### 第1 請求の受理

#### 1 請求の受付

平成30年9月14日に下記の者から地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第1項の規定に基づく兵庫県篠山市職員措置請求書の提出があった。

#### 請求人

住 所 兵庫県篠山市\*\*\*\*\*番地  
氏 名 \*\*\*\*\*

#### 2 請求の概要

##### (1) 請求の内容 (以下、原文のとおり)

1 篠山市長酒井隆明は司法試験に合格した段階が最高到達点で、その後の学習を怠り世の中が前進や発展しているのに、丹波篠山字山奥では一番エライと自惚れかえり、大学の教授や他人の言に耳を傾けず生きてきたから、山奥のボス猿としてアホーのまま棺桶まで突進するだろう。サルに近い気の毒な連中が、東京電力の福島第一原発の過酷大事故の後に「篠山市原子力災害対策検討委員会」を設立し、近代兵器の原発にヨウ素剤で立ち向かう検討を重ね、ボスが公金による各戸配布をサルに近い連中に行った。これは八十年ほど前に「鬼畜米英」と竹槍を振回していた先祖のサルと類似しており、ローマや縄文時代から人類は余り進歩しておらず、将来や行く末が案じられる。

ボス猿の命令で開始された同検討会の21回目に於いて、京都市の売文屋守田敏也はボス支配に不感症なサルに近い動物なのか「もともと近江八幡市は安定ヨウ素剤を備蓄していた。前の前?の市長が関電と交渉して市民分を関電の資金で購入。ただし更新しておらず。すでに10年以上が経っている。」との自殺文書を臆面もなく公開した。ボス猿が如何に吠えても、人間らしく生きたいと願う人らは動じないもので、三才児の頃からサルよりも上等の人間になる為に努力しながら成長する。ところがサルに近い連中は、ボスの命令に従順で時給1万円の弁護士並の待遇の魅力のトリコになって、篠山市のボケ老人らを騙しヨウ素剤各戸配布に医療関係者も動員し、大量の公金を浪費した。

本件で問題としているのは、本年8月25日の守田敏也の講演会のこと、私的営利企業の関西電力の手先として篠山市の公費でヨウ素剤配布の詐欺行為の反省をするのかと思いきや、別の下らぬことを長々と述べて質問時間の短縮を狙った。守田本人の自殺文書で、オレオレ詐欺師の本性を丸出しにしていることを請求人が述べると、詐欺師守田は「名誉毀損」だと騒いだ。後日守田に「名誉毀損」が刑法のか民法上なのかを、市民安全課長杉野和則に確かめさせてい

るが、無責任な詐欺師守田敏也は講演料 5 万円を取り込んで高跳びしたのか、現在も返答せず舌で稼ぐ詐欺師のまま、取り敢えず講演料を詐欺師守田に提供した人物に、篠山市への返還を求める。

2 篠山市の広報「丹波篠山」や郵便配達した臨時広報は、偏向や虚偽記事で市長酒井隆明の私信のような内容で、到底「広報」と呼べる品位を備えてはいない。よって広報「丹波篠山」や臨時広報の作成者等の公金支出責任者は、広報を私物化した悪党を懲らしめる為や、自らの浅はかな行為の反省を込めて篠山市に返還するべきである。

3 篠山市の発足以前から抱えてきた差別行政の典型例として、行政事務委託契約委託料の均等割は、入組と住吉台の住民間で 478 倍ほどの差別支給がされてきた。市長酒井隆明の昔からの支持者の多くが、自分勝手な行政運営にゲンナリし、次回 4 期目就任には疑問を感じている。本件は自治会長会内部で解決する問題であるが、監査委員らもサルに近くなければ援助し、差別解消に注力するべきである。

以上。

### 3 請求の要件審査

本件措置請求は、自治法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、平成30年9月20日付けでこれを受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象とした事項

措置請求書に記載されている事項及び請求人陳述の内容等を勘案し、本請求の趣旨を次のように解して監査対象とし、項目(1)、(2)及び(3)が「違法若しくは不当な公金の支出」に該当するか否かについて、監査を実施した。

#### (1) 篠山市原子力防災学習会の講演料について

篠山市原子力防災学習会の講演料50,000円の支出について、違法若しくは不当な公金支出に該当するか否か。

#### (2) 広報「丹波篠山」(6月～9月号)及び臨時広報の掲載について

広報「丹波篠山」平成30年6月号の印刷製本費511,488円、7月号の印刷製本費575,424円、8月号の印刷製本費703,296円及び9月号の印刷製本費575,424円、臨時広報の印刷製本費378,432円及び郵便料686,586円の支出について、違法若しくは不当な公金支出に該当するか否か。

#### (3) 行政事務委託業務委託料の均等割について

行政事務委託業務委託料(均等割額)について、違法若しくは不当な公金支出に該当するか否か。

## 2 監査対象部局

- (1) 篠山市原子力防災学習会の講演料について  
〈監査対象部局〉市民生活部市民安全課
- (2) 広報「丹波篠山」(6月～9月号)及び臨時広報の掲載について  
〈監査対象部局〉政策部創造都市課、総務部総務課
- (3) 行政事務委託業務委託料の均等割について  
〈監査対象部局〉市民生活部市民協働課

## 3 関係職員陳述

監査対象部局から関係書類の提出を求め、平成30年10月15日に政策部長、政策部創造都市課、総務部長、総務部総務課及び市民生活部長、市民生活部市民安全課、市民生活部市民協働課の関係職員から陳述の聴取をした。

## 4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、平成30年10月2日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

なお、新たな証拠(追加証拠)として、下記の文書が提出された。

- ア. 追証1 第21回篠山市原子力災害対策検討委員会(平成30年6月27日開催)の資料(抜粋)の写し及び議案第30号平成30年度篠山市一般会計予算に対する附帯決議(案)の写し

## 第3 監査の結果

監査の結果、請求人の主張にはいずれも理由がないものと認められた。  
したがって、本件措置請求についてはこれを棄却する。

以下、事実関係の確認、監査委員の判断について述べることとする。

### 1 篠山市原子力防災学習会の講演料について

#### (1) 事実関係の確認

本件については、関係職員調査等により次のとおり事実関係を確認した。

- ア 篠山市原子力災害対策検討委員会は、平成24年3月24日付の神戸新聞において、京都府発表の緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムで「高浜原子力発電所での事故想定では放射性物質拡散が篠山市で50ミリシーベルトから500ミリシーベルトに達した」と掲載されたことに伴い、篠山市では原子力災害対策検討の必要性を議論し、平成24年10月24日に専門家や公募委員により設置がされた。  
その中で、福島原発の事故を現地で取材し、原子力防災の必要性を伝えるため、

全国で講演などの活動をされている守田敏也氏を篠山市原子力災害対策検討委員会委員として委嘱されている。

イ 篠山市原子力防災学習会は、大阪北部地震や平成30年7月豪雨の際に篠山市全域に気象庁から「大雨特別警報」が発表されたことを受け、原子力災害だけでなく災害全般にわたる学習会として平成30年8月25日に篠山市民センター催事場において開催された。その中で、原子力災害に備えるために、安定ヨウ素剤の事前配布を平成27年度から行い、平成30年度は初年配布の使用期限である3年間を迎える更新時期であることから啓発活動の一環として実施された。

ウ 篠山市原子力防災学習会の講師として守田敏也氏を選定された経緯は、篠山市原子力災害対策検討委員会の委員であり、福島原発の事故を現地で取材し、原子力防災の必要性を伝えるため、全国で講演などの活動をされており、平成30年度においても京都市、大津市、静岡市をはじめ全国で30箇所以上の講演活動が行われていることから選定されている。

エ この学習会の内容は、最初に「篠山市の原子力防災対策」などについて篠山市民生活部市民安全課から報告を行い、その後、守田敏也氏から演題「原子力災害及び災害全般からの命の守り方」～平成30年7月豪雨を振り返る～として講演が行われた。

オ 篠山市原子力防災学習会の参加者は61人で、自治会長や民生児童委員等が参加されている。

カ 講師謝礼金として、50,000円の支出負担行為が平成30年8月25日に行われている。上記金額から源泉徴収分として10.21%にあたる5,105円が差し引かれた44,895円が支払われている。

## (2) 監査委員の判断

本件措置請求について、次のとおり監査委員の判断を述べる。

請求人は、篠山市原子力防災学習会において講演を行った守田敏也氏に対して支出した講演料(50,000円)について違法若しくは不当な公金の支出にあたりと主張しているため、この点について判断する。

平成30年8月25日に篠山市民センターにおいて開催された篠山市原子力防災学習会は、最初に「篠山市の原子力防災対策」などについて篠山市民生活部市民安全課から報告を行い、その後、守田敏也氏から演題「原子力災害及び災害全般からの命の守り方」～平成30年7月豪雨を振り返る～として講演が行われた。講演内容は、大阪北部地震や7月豪雨をはじめとする多くの台風、災害や原子力災害等、災害全般にわたる学習会となっている。また、篠山市では今年度、安定ヨウ素剤の事前配布を開始してから3年目を迎え、多くの方の更新年にもなり、災害に対する備えを考える機会としての内容となっている。

次に、守田敏也氏を講師選定したことについては、篠山市原子力災害対策検討委員会の委員であり、福島原発の事故を現地で取材し、原子力防災の必要性を伝えるため、全国で講演などの活動をされており、講師として適任であることから選任されている。また、講演料についても他の市主催の講演会等における学識者の額と同額になっている。

以上のことから、篠山市原子力防災学習会の講演料の支出については、違法若しくは不当な公金の支出にはあたらず、請求人の主張は理由がないものと判断する。

## 2 広報「丹波篠山」(6月～9月号)及び臨時広報の掲載について

### (1) 事実関係の確認

本件については、関係職員調査等により次のとおり事実関係を確認した。

ア 広報を発行する趣旨は、市民に市政を分かりやすく伝えることと同時に市民の意見を聴くパイプ役として、毎月情報提供の一つとして発行している。また、注意していることは、情報を分かりやすく正確に伝えることである。

イ 市名変更に関する内容について、平成30年6月号の広報「丹波篠山」は、2頁から3頁において、平成30年4月28日に篠山市民センターで市名変更問題にかかる説明会及び意見交換会を開催された内容を掲載しており、「市名を丹波篠山市にする市民の会」、「市名変更問題駆込み処」のそれぞれから出された意見の他、中立の立場である「市民団体代表」の皆さんの意見を記載している。また、順次開催するふるさと一番会議において市名変更問題についても説明することや希望に応じて各自治会や企業に市長等が出向いて説明を行うことについて掲載している。

平成30年7月号の広報「丹波篠山」は、2頁から5頁において、平成30年5月7日から6月9日まで市内20会場で開催された「ふるさと一番会議」の際に参加者を対象に実施したアンケート集計結果を掲載している。また、市名変更問題駆込み処の梶原周逸代表から住民投票の実施を求める要望書が提出されたことや企業や事業所が市名変更によどの程度の経費が必要となるか調査を進めていくことを掲載している。

平成30年8月号の広報「丹波篠山」は、2頁から13頁において、7月号に掲載しているアンケート調査の結果について、ふるさと一番会議をはじめ延べ241会場で行った、市名変更に係る説明状況やアンケート調査の集計結果を掲載している。また、市名変更に係る説明状況やアンケート調査の結果を踏まえ、市名変更についての最終的な意思決定を行う「まとめの検討会」を開催することや、6月の市議会定例会本会議における市名変更に係る一般質問の答弁内容を掲載している。

平成30年9月号の広報「丹波篠山」は、2頁から9頁において、「市名を『丹波篠山市』へ -未来志向で考え意思決定- 」と題して、丹波篠山市に市名を変更する

方針を決定したことや市名変更問題についてQ & A方式により市民の疑問に答える内容となっている。また、平成30年7月11日から7月31日までの意見交換会、ふるさと一番会議、自治会、各種会議、企業・事業所等でのアンケート調査結果とすべての資料説明とアンケートをまとめた結果について掲載されている。

平成30年8月1日に発行された臨時広報は「未来志向で考え『丹波篠山市』への変更を意思決定」として、Ⅰ住民投票の概要と課題、Ⅱ市名変更についての最終報告（1「丹波篠山市」への市名変更の方向性は妥当か、2市名変更に反対意見の検討、3市民の賛成が得られているか、4未来志向で考えよう、5留意すべき事項）について掲載されている。

ウ 臨時広報は、8月1日に篠山市として市名を変更するという意思決定の発表を行ったが、住民投票の署名活動が始まるという報道がなされる中で、今後どのように推移していくのか市民等に理解をいただくために発行された。

エ 平成30年6月号の広報「丹波篠山」は、平成30年5月21日に17,600冊発行され、印刷代として、511,488円の支出負担行為が平成30年5月15日に行われている。

平成30年7月号の広報「丹波篠山」は、平成30年6月21日に17,600冊発行され、印刷代として、575,424円の支出負担行為が平成30年6月15日に行われている。

平成30年8月号の広報「丹波篠山」は、平成30年7月20日に17,600冊発行され、印刷代として、703,296円の支出負担行為が平成30年7月13日に行われている。

平成30年9月号の広報「丹波篠山」は、平成30年8月21日に17,600冊発行され、印刷代として、575,424円の支出負担行為が平成30年8月9日に行われている。

臨時広報は平成30年8月13日から8月18日までに17,116部発送され、印刷代として、378,432円の支出負担行為が平成30年8月3日（285,660円）と8月6日に（変更増：92,772円）行われている。また、郵便料として、686,586円の支出負担行為が平成30年8月31日に行われている。

## (2) 監査委員の判断

本件措置請求について、次のとおり監査委員の判断を述べる。

請求人は、平成30年6月号、7月号、8月号及び9月号の広報「丹波篠山」及び臨時広報において、偏向や虚偽記事であるとして広報「丹波篠山」の印刷製本費の支出、6月号511,488円、7月号575,424円、8月号703,296円、9月号575,424円及び臨時広報の印刷製本費378,432円、郵便料686,586円の支出について違法若しくは不当な公金の支出にあたりと主張しているため、この点について判断する。

広報「丹波篠山」6月号から9月号については、市名変更に関する市の取り組み状況を、その事実に基づいて掲載されており又、ふるさと一番会議をはじめ延べ241会場で行った市名変更に係るアンケート調査の結果についても、集計結果どおり広



報紙に掲載したもので、内容に誤りはなく、偏向や虚偽記載で私信のような内容とは認められない。

また、臨時広報は、8月1日に篠山市として、市名を「丹波篠山市」に変更することを意思決定したが、住民投票に向けた動きがあることから、市民にとって大変わかりにくい状況となっており、住民投票の概要と課題について市民や市内の団体の皆さんに正しく伝え理解をしていただくためと市名変更についての最終報告等について発行した広報であり、偏向や虚偽記載で私信のような内容とは認められない。

以上のことから、広報「丹波篠山」6月号511,488円、7月号575,424円、8月号703,296円、9月号575,424円の印刷製本費の支出、及び臨時広報の印刷製本費378,432円、郵便料686,586円の支出については、違法若しくは不当な公金の支出にはあたらず、請求人の主張は理由がないものと判断する。

### 3 行政事務委託業務委託料の均等割について

#### (1) 事実関係の確認

本件については、関係職員調査等により次のとおり事実関係を確認した。

ア 平成30年度行政事務委託業務契約書第3条に定める行政事務委託業務委託料の均等割額は65,000円（50会員以下の自治会）、66,000円（51会員から100会員の自治会）、67,000円（101会員から150会員の自治会）、68,000円（151会員から200会員の自治会）、69,000円（201会員以上の自治会）である。

イ 住吉台自治会から提出された平成30年度行政事務委託業務委託料振込依頼書に記載されている会員数は1,016会員である。

ウ 入組自治会は兵庫県篠山市職員措置請求書の提出があった時点において、平成30年度行政事務委託業務委託料振込依頼書が市へ提出されていない。

平成29年度において入組自治会が提出されている行政事務委託業務委託料振込依頼書に記載されている会員数は2会員である。

エ 行政事務委託業務委託料は、均等割と会員割で構成される。均等割の対価は、各種委員や調査員等の推薦、災害等の通報に関すること、会員割の対価は、広報等の配布や各種募金の集金等に関することとなる。

#### (2) 監査委員の判断

本件措置請求について、次のとおり監査委員の判断を述べる。

請求人は、行政事務委託業務契約に基づく行政事務委託業務委託料（均等割額）について、入組自治会と住吉台自治会の住民間で478倍ほどの差別支給がされてきたことについて、違法又は不当な公金の支出にあたりと主張しているため、この

点について判断する。

行政事務委託業務契約に基づく行政事務委託業務委託料の区分として均等割と会員割があり、均等割の対価は、各種委員や調査員等の推薦、災害等の通報に関すること等、会員数の影響を受けずに執行できる業務に、会員割の対価は、広報等の配布や各種募金の集金等の会員数に応じた労力が必要とされる業務に支払われている。

したがって、行政事務委託業務委託料を構成する均等割、会員割は、委託業務の性質に応じ積算されたものである。

以上のことから、行政事務委託業務委託料の支出（均等割額）については、違法又は不当な公金の支出にはあたらず、請求人の主張は理由がないものと判断する。

#### 第4 意見

監査委員の判断及び監査結果は以上のとおりであるが、(3) 行政事務委託業務委託料の均等割について、次の通り意見を付すものとする。

##### 1 (3) 行政事務委託業務委託料の均等割について

篠山市自治会長会では、小規模自治会の課題解決に向け小規模自治会検討委員会を開催されていることから、行政事務委託業務委託料のあり方も含め、地域コミュニティのより良い形成について検討されたい。